

| 計 | 鏡 烟 | 統 命 留 山 | 久 川 | 古 庄 | 山 鹿 | 大 喜 熊 | 崎 良 | 柳 山 | 大 坂 | 大 谷 村 | 木 口 | 花 山 | 村 名 | 山の 種別 | |
|--------|--------|------------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|----------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | 個所 | 木数 |
| 一六・五九 | 二 | 一 | 三 | 三 | 二 | 四 | 二 | 五 | 四 | 一 | 三 | 二 | 四 | か所 | 御植松 |
| 二〇八・六五 | 七・六 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 〇・三 | 七・三 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 町 | 百姓仕立山 |
| 八・七〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 町 | 屋敷廻り |
| 四七・五〇 | 六・五 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 町 | 宮 |
| 一三・三 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 山 |
| 八・九七 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 寺 |
| 五・八八 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 山 |
| 二〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 前ノ丸山 |
| 〇・〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 塚 |
| 七〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 木 |
| 四七 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 上り |
| 一・九八 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 上り |
| 四九・二三 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 町 | 藪 |

第59表 長井手永山鑑寄帳

天和三年(一六六三)三月

五 林 業

(一) 林業生産と山林政策

山の種類

山の種類は、大別すると領主林(藩有林・官有林)と私有林(民有林)とに区別される。近世小倉藩(香春・豊津藩)の山の種類を、次の五期に分けて見てみよう。

- (1) 細川氏及び小笠原氏の初期の小倉藩では、山林はすべて藩有林であった。
- (2) 天和年間(一六八一—一八四)は、上り山(藩有林)と社寺山(宮山と寺山)・仕立山(民有林)の三種類であった。第59表は、天和三年(一六八三)十二月の「長井手永山鑑寄帳」(永井)である。
- (3) 元禄年間(一六八八—一七〇四)は、上り山・請山(藩有林・領民に貸与、預り山)と仕立山の三種類であった。郡代宿久善左衛門のと

第60表 仲津郡官林書上(その一部)

| | | 丸 | | | | | | 井 | | | | | | 手 | 永 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 小 | 計 | 吉 | 上 | 光 | 節 | 内 | 末 | 木 | 横 | 下 | 上 | 扇 | 帆 | 小 | 鏡 | 久 | 古 | 山 | 大 | 喜 | 崎 | 柳 | 大 | 大 | 谷 | 木 | 花 | 村 |
| | | 岡 | 原 | 富 | 丸 | 丸 | 垣 | 江 | 場 | 瀬 | 原 | 原 | 谷 | 計 | 畑 | 富 | 川 | 鹿 | 熊 | 良 | 山 | 瀬 | 坂 | 村 | 口 | 山 | 熊 | 名 |
| 二五 | | 一 | 二 | 六 | 〇 | 五 | 〇 | 六 | 七 | 八 | 二 | 六 | 二 | 一三 | 四 | 四 | 五 | 三 | 四 | 五 | 三 | 六 | 七 | 三 | 二 | 九 | 五 | 個所 |
| 八四・頁 | | 四 | 一 | 二 | 六 | 二 | 五 | 七 | 一 | 三 | 七 | 六 | 三 | 三 | 四 | 五 | 三 | 八 | 二 | 三 | 七 | 三 | 九 | 五 | 三 | 五 | 町 | 反別 |
| 三、五六 | | 二 | 〇 | 三 | 〇 | 三 | 一 | 三 | 八 | 七 | 五 | 三 | 四 | 二 | 一 | 五 | 四 | 三 | 六 | 三 | 六 | 五 | 九 | 五 | 八 | 六 | 本 | 松 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 檜 |
| 五、四三 | | | | | | | | | | | | | | 一〇 | | | | | | | | | | | | | | 杉 |
| 一三、〇九 | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 槻 |
| 三、三九 | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 桐 |
| 一、四三 | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 榎 |
| | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 椎 |
| | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 檜 |
| 四六、三 | | | | | | | | | | | | | | 四〇 | | | | | | | | | | | | | | 雑木 |
| | | | | | | | | | | | | | | 一六〇 | | | | | | | | | | | | | | 竹 |
| | | | | | | | | | | | | | | 三 | | | | | | | | | | | | | | 個所 |
| | | | | | | | | | | | | | | 一八五九 | | | | | | | | | | | | | | 野原式 |
| | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 反別 |
| 四三 | | | | | | | | | | | | | | 九 | | | | | | | | | | | | | | 個所 |
| 一六・八三 | | | | | | | | | | | | | | 九 | | | | | | | | | | | | | | 反別 |
| 二、〇〇 | | | | | | | | | | | | | | 〇 | | | | | | | | | | | | | | 竹 |

明治五年(一八七三)二月

(4) 幕末期は、官山・上り山・拝領山(中老以上の大身に知行地とともに給与。藩有地)と社寺山(民有地)・仕立山(同)・野山(同)の六種

き、山林法を制定し、反別調査を実施した(『旧租』(要略))。類であった(『小倉藩政』(時状記))。 (5) 明治維新时期は、官林(御林・野原式)と私有林であった。第60表は、明治五年(一八七三)二月の「仲津郡官林書上帳」(文書)の一部

第61表 免許札と山方運上銀

| 免許札 | 山方運上銀 | |
|------------------------------|-------|--|
| | 鑑札1枚 | 運上銀つき |
| 炭炭根枝木呂子 治灰松松落風箕 鍛松松落風箕 | 銀 | 10日 3匁 6匁 1匁 2匁 1匁 10匁 6匁 3匁 |

領民は、薪を入手するために、「馬札」あるいは「歩行札」という二種類の薪採取鑑札を下付してもらった代償として、藩へ薪札運上銀を上納した。運上額は、元文中中（一七三六―四二）以降、第63表の運上高を定納するようになった（「豊前田」）。

小物成として山林にかかる税には、請山運上・炭竈運上のほか、第61表のような免許札に対する山方運上銀があった。第62表は、寛政元年（一七八九）の「仲津郡山方勘定帳」のうち、長井・節丸両手永分を表にしたものである。材木生産は、仲津郡五手永のうち、長井手永は二五匁、節丸手永は四五匁を占め、両手永合わせて七〇匁の生産高を数えている。山林樹木の下草や枝葉を刈り取り、領民が薪など日常生活に必要なとする下刈りも、長井手永は一七匁、節丸手永は六四匁を占め、両手永合わせて八一匁の生産高を上げている。犀川町域は、郡内では山林の宝庫でもあった。

口屋番は、苗字・帯刀を許され、切米七〇八石を与えられ、一山に二人ずつ配備された。山ノ口は、四〇六斗の給米を受け、一山に十数人配備された。

山林管理と 領主林の保護・管理ならびに民有林の所管は、山奉行・口屋番・山ノ口であった。山奉行は、主管として林務に専任し、口屋番と在村の山ノ口が官林の保護、伐材・植林管理を担当した。

を表示したものである。

第62表 仲津郡山方勘定（その一部） 寛政元年（1789）

| 品 | 手永 | 長 井 | 節 丸 | 計 |
|--------|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------------------------|
| 材代運上銀 | 木銀つき 80荷6分4 40日3分5 | 朱厘分 42匁5分 | 朱厘分 141荷8分8 70日9分5 | 朱厘分 222荷5分2 111匁2分2 |
| 松葉代運上銀 | 札銀つき 1枚につき | 49枚 49匁 1匁 | 44枚 44匁 1匁 | 93枚 93匁 1匁 |
| 下代運上銀 | 苧銀つき 1匁につき | 120朱 4匁 30朱 | 453朱 15匁 30朱 | 573朱 19匁 30朱 |
| 代 銀 | × | 93匁3分2厘 | 130日4厘 | 222匁3分6厘 |

第63表 小倉藩の薪札銀

| 郡 名 | 薪 札 銀 |
|-----|---------|
| 企田 | 1,439.0 |
| 救川 | 1,130.0 |
| 都津 | 496.8 |
| 津城 | 503.0 |
| 毛 | 522.0 |
| 上 | 1,715.0 |
| 合 計 | 5,806.3 |

慶応二年八月朔日、小倉城を自焼して田川郡香春に退却し、翌三年三月十二日に藩庁を開いた小笠原氏の家臣衆は、香春の中心に居住したが、犀川町域の長井手永にも任んでいた。前述の「長井手

第64表は、慶応四年（一八六八）の「長井手永大庄屋日記」に散見する長井・節丸手永の薪山・薪事情を表にしたものである。犀川盆地にあり、薪山を持たぬ山鹿・木庄・古川・統命院の村人は、日用の薪を大坂・喜多良・上高屋・末江辺りより買って生活したが、この四か村以外

第64表 長井・節丸手永の薪山・薪事情 慶応4年（一八六八）

| 手永 | 井 | 長 | 丸 | 節 |
|-----|---|---|---------------------------------|---|
| 村名 | 大崎山坂 喜多良 | 山鹿庄 本川院 古命 | 帆原谷 扇原 上伊良瀬 下伊良瀬 横瀬 | 木井馬場 上高屋 木高屋 末高屋 大丸 |
| 薪事情 | 薪山は相応にあり、村内止宿の家臣の日用の薪に差し支えない。い。売薪は一束代札九分ぐらい。崎山は川舟の便がよく、一奴ぐらいで売れる。 | 村内に薪山がない。日用の薪は大坂・喜多良・上高屋・末江辺りの買入れ薪（一束一奴三分ぐらい）を使う。 | 薪山は相応にあり、他村へ薪を売る。 | 山式抱持の百姓は日用の薪に差し支えなく、村内で自給でき るが近來、木が、少なくなり、次第に困難になっている。 |

永大庄屋日記」に散見する、これらの家臣衆は、村内あるいは近隣の村から一束一奴ぐらい三分で薪を買い、生活をた。

山 方 定

享保十五年（一七三〇）、小倉藩は、「山方定」を發し、山林の保護と管理を企図したが、一〇〇年後の天保二年（一八三一）にも、次のような山方「定」を出している。

定

- 一 上り山下方々願ニ而式銀上納、銘々仕立山ニ差遣候も相成らざる事
 - 一 上り山と仕立山式替相成らず候事
但、右両条抛無き趣意これ有候ハズ申出べし、評儀の上、差図致すべき事
 - 一 野山式の分仕立山ニ願出候ハズ、詮儀の上、差免すべき事
 - 一 御植付の諸木御用材ニ伐取、又は御弘等の事
 - 一 御帳面付の御用木伐取、又は御弘の事
- 右の条々これ有候節は、評決の上、御山鑑・手永鑑・村鑑、三帳面ニ引合、山奉行押切判いたし、相渡さるべく候、尤御山式替の節は勿論役所調印をも致すべき旨申達候、後年ニ至、若不明次第もこれ有候ては役々の本意を失候義ニ付、下方ニ而も此旨相心得、定法の通越度これ無き様念入べき旨申達せらるべく候、以上
（天保二年）
卯八月 山奉行中宛 笥宇兵衛

上り山（藩有林）を仕立山（民有林）に式替することは禁じ、野山式を仕立山に式替することは詮議のうえ、許可するとした。上り山での請木伐採は、山奉行の許可が必要であるとした。

弘化三年（一八四六）五月にも、「山方触書」を發しているが、これは享保十五年の「定」をほぼ踏襲したものである。この触れでは、野山への植林を奨励し、上り山での請木伐採については、伐採後の植林を義務づけている。

植 林

- 一 弘化三年の「山方触書」の第十一条に、次のような条項がある。
- 一 四つ高松植付場所の儀は、其筋より差図受くべく候、尤冬内ニ詮義遂、或は畝敷、松の員数、植付夫共ニ受書差出申すべき事

嘉永七年（一八五四）二月、藩は、四つ高松を村々に植え付けるように奨励しているが、仲津郡五手永が申し合わせ、植え付けの半分は、天生田より大橋の犀川の堤防沿いに植林するように指図している。植林の木種はどんな木でもよいが、柳の木の場合は指木さしきとして植え付けるように指導している（長井手永大）。

宇島築港と 文政三年（一八二〇）、小倉藩は、大規模な藩営の宇島用材の調達 築港計画をたて、八月六日、幕府へ築港の諸願書を提出した。翌四年三月、老中水野忠成の名で、幕府の認可が下りた（「杉生十」）。四月六日、起工式が行われ、大工事が始まった。藩は、工事に使用する資材調達を領内に命じ、各地の山林で松木や雑木の伐り出しが行われた。

四月二十四日には、早くも仲津郡五手永の山林から伐採された松木二〇〇本、杭木二六〇〇本が宇島の工事現場へ運ばれてきた。山から伐り出した木材は、一九〇〇人の夫役ぶやくで陸路松原村浜（現、行橋市）まで搬出し、そこから船で宇島まで回送された（長井手永大）。

文政五年四月にも、仲津郡より宇島へ用材が運ばれている。長井手永では、石坂山より松木二〇〇本、六月には石坂山より松木二二本、花熊山・谷口山より檜各一本、さらに同月、石坂山より松丸木九本、谷口山・花熊山より檜丸木各一本、都合長井谷より用材一〇本が伐り出された。この伐採と運材にかかった費用は四九匁四分であった。その内訳は、人足一六人雇立代三二匁、船三艘運賃一三匁五分、縄六形買立代一匁五分、酒二升代二匁四分である。

長井谷より伐り出された用材は、石坂・花熊・谷口の各山から人夫によって大橋新地まで搬出され、杣尾港へ船で積み廻しのうえ、帆柱山な

ど他山より集荷された用材と共に、船で宇島へ回送された。

一方、節丸手永では、同年四月、仲津郡割り当て用材四〇〇本のうち、檜四〇本、檜丸木四〇本が帆柱山より伐り出され、人夫によって杣尾浜まで搬出され、そこから船で宇島まで回送された。

その後も、長井谷・帆柱山を初め領内の各山より必要に応じて用材が宇島へ運ばれた。

文政十一年正月八日、着工以来約七年の歳月を経て、二万四〇〇〇貫余の莫大な工費と資材調達・人的動員によって宇島築港が完成した。

小倉城炎上と 天保八年（一八三七）正月四日夜、譜代大名として

帆柱材木役所 の偉容を誇る小倉城の天守閣が炎上した。「長井手

永大庄屋日記」の正月四日の条には、次のように記されている。

夜五ツ時、御城内出火、御大守迄御焼失、尤松ノ丸・大手御門・御北ノ丸・御宝蔵ニヶ所相残

同年四月、藩は、城の再建に必要な資材確保のため、次のような行程で、領内の材木見分を行った。

| | | | |
|-------|---------|------|----|
| 四月廿一日 | 材木見分休泊 | 〔小倉〕 | 出立 |
| | 真崎檜山 | 〔猪〕 | 膝泊 |
| | 芝峠通 | | |
| | 宿平 | | |
| | 長谷 | 見分 | |
| 同 廿二日 | | | |
| | 猿掛別所河内通 | | |
| | 長五林 | | |
| | 焼尾 | 見分 | |
| | 帆柱山 | | |
| | | 長谷 | 泊 |

| | |
|-------------|-----------|
| 同 廿三日 | 帆 柱 泊 |
| 寒 田 山 | 見 分 |
| 同 廿四日 | 寒 田 之内泊 |
| 乳 吞 坂 越 積 り | 櫟 木 原 |
| 河 内 檜 山 | 見 分 |
| 同 廿五日 | 大 村 之 内 泊 |
| 浜 筋 | 八 屋 |
| 同 廿六日 | 行 事 泊 |
| 浜 筋 | 見 分 |
| 松 山 辺 | 見 分 |
| 間 島 | 見 分 |
| 同 廿七日 | 下 曾 根 休 |
| 已 上 | 小 倉 引 取 |

小倉の篠崎口を出立した材木見分役人一九人の一行は、途中、郡夫や馬を動員し、二十一日〜二十七日の日程で、蒲牛・猪膝・宿平・長谷・長五林、そして犀川町域の焼尾・帆柱山の材木を見分して帆柱村で一泊し、寒田・櫟木原・大村―八屋―行事・松山―間島―下曾根經由で小倉へ帰着した。

この領内材木見分の結果、材木が豊富で、築城資材として良質な檜・杉などの生産地帆柱に、藩は、御用材役所として帆柱役場を臨時に設置した。町域の焼尾・帆柱山から築城に適した檜を主体とする材木が伐り出され、領内各地から調達された資材と人的動員によって小倉城が再建された。

第四節 農村社会の変質

一 飢饉と災害

(一) 天災と人災

異常気象から大量のウンカが発生し、農作物を食い荒らす虫害を原因とした享保十七年（一七三二）の飢饉、

また、風雨・洪水など天候異変が数年続いて、農作物が、壊滅的な打撃を受けて、生産が大きく落ち込んだ天明の飢饉（一七八三〜八八）、同じく天保の飢饉（一八三四〜三六）。享保・天明・天保の飢饉が近世の三大飢饉といわれている。これらの飢饉は、いずれも天候不順が原因で起こった飢饉である。

言うまでもなく、農業は自然条件が第一である。とりわけ天候に左右されてきた。特に異常気象は飢饉につながった。雨が少な過ぎると早魃となり、多過ぎると洪水を起こし田畠を洗い流す。また、気温の高低は農作物に害を及ぼし凶作となる。台風もその一つである。住居・田畠・立木・河川など、あらゆる物を一瞬のうちに破壊して去っていく。

こうした天候不順による自然災害と、それにもかかわらず厳しい年貢の取り立てで、農民は耕作を捨てて村から逃げ出し、それは農村の人口減少を来し、そのために荒れ地が増えて村勢を回復できず、村は荒廃していった。あとは亡村になるなど、農村に大きな悪影響を与えた。ということ、裏を返せば農民は災害に備えて蓄えるほどの余力はなく、ギ